破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３号
秋田県横手市山内平野沢字南相野々177番地４
債務者　石沢　幸美
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで　秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１１号
北海道野付郡別海町別海宮舞町147番地の12
債務者　伊藤より子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第３０４号
名古屋市緑区浦里５丁目96番地　アドバンス鳴海12号
債務者　佐藤　圭太
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８０号
愛知県春日井市味美白山町１丁目９番地11
債務者　白井　　博
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３号
岩手県北上市口内町亀岩９番地、旧住所岩手県北上市口内町金成７番地５
債務者　昆野久美子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４０号
埼玉県川越市新宿町６丁目８番地８（第２静和荘202号室）
債務者　淀川すみれ
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５０号
埼玉県川越市大字藤間802番地14
債務者　本澤　成浩
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目９番14―304号
債務者　上田　淳哉
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００８号
大阪府東大阪市三島２丁目８番13号　メゾネットエスペランサ　106
債務者　今川　昌彦
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４２号
大阪府八尾市西山本町６丁目６番36号　野本コーポラス401号
債務者　吉田　由美
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９３号
大阪府豊中市本町２丁目５番１―111号
債務者　森　　信雄
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３０３号
大阪府大東市灰塚５丁目７番15号
債務者　千葉　義男
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２０号
大阪府茨木市下中条町13番６号カタギリマンション
債務者　藤嶋　章男
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９号
香川県高松市新北町10番18―203号　ウエストリバー新北
債務者　藤原　哲也（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２号
長崎県長崎市岩見町15番８号
債務者　林田　健一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
仙台市青葉区芋沢字大竹原38番地、従前の住所宮城県多賀城市高橋４丁目23番11号　Ｂｅｌｌ Ｃｏｕｒｔ Ⅱ205
債務者　庄司　慶子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
仙台市青葉区上愛子字北原道上31番地の４　ハイツ村田201
債務者　星　　正子
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係